

平成 22 年度関税改正に関する論点整理

平成 21 年 11 月 25 日  
関税・外国為替等審議会  
関税分科会 企画部会

# (目次)

## ．平成 22 年度関税改正の背景

- 1．関税率等を巡る国際的状況
- 2．税関行政を巡る状況

## ．平成 22 年度関税改正についての考え方

- 1．平成 22 年 3 月 31 日に適用期限の到来する暫定税率の取扱い
  - (1) 暫定税率の見直しに対する基本的考え方
  - (2) 暫定税率の見直しに際して留意すべき点
    - イ．国内の生産者と消費者等との利益調整に及ぼす影響
    - ロ．WTOドーハ・ラウンド交渉との関係
    - ハ．関係国との協議結果に基づく税率の引下げ措置の履行に及ぼす影響
    - ニ．国内政策上の必要性
  - (3) 暫定税率の基本税率化の適否
  - (4) 暫定税率を延長する場合の適用期限について
  - (5) まとめ
- 2．特別緊急関税制度等の取扱い
- 3．税関手続等の改正
  - (1) 罰則水準の見直し
  - (2) 倉庫業者及び通関業者に係る AEO 制度の整備
- 4．その他の改正事項
  - 国別・品目別特惠適用除外措置の対応

## ．引き続き検討すべき事項

事前情報を活用したリスク管理に基づく水際取締りの強化

## ．平成 22 年度関税改正の背景

### 1 ． 関税率等を巡る国際的状況

2001 年より開始されている W T O（世界貿易機関）のドーハ・ラウンド交渉は、本年 7 月のラクイラ・サミットや 9 月のピッツバーグ・サミットにおいて、**2010** 年の交渉妥結を追求することが我が国を含む各国首脳間で確認される等、交渉妥結に向けたモメンタムが維持されている。本年は W T O 定例閣僚会議が 11 月末からジュネーブで開催され、W T O ドーハ・ラウンド交渉の進捗状況を含む W T O の活動全般についての評価が行われる予定となっている。

また、我が国は、W T O を中心とする多角的な自由貿易体制を補完するものとして、経済連携協定の交渉を積極的に推進しており、本年 9 月にスイスとの協定が、10 月にはベトナムとの協定が、それぞれ発効し、本年 11 月現在、11 の協定が発効済みとなっている。さらに、現在、G C C（湾岸協力理事会）、インド、オーストラリア及びペルーとの間で交渉が行われている。

### 2 ． 税関行政を巡る状況

国際貿易の安全確保と円滑化の両立を図る観点から、我が国においては、A E O（Authorized Economic Operator：認定事業者）制度の整備が進められており、平成 17 年度の輸出者に係る A E O 制度の導入以降、その対象事業者の範囲が輸入者、倉庫業者、通関業者、運送者、そして製造者へと順次拡大され、サプライチェーン全体をカバーする A E O 制度が構築されたところである。今後とも A E O 制度におけるセキュリティの維持や更なる利便性向上を図るなど、必要な見直しを継続的に行うことが求められている。

一方、税関における関税等の適正な賦課徴収という観点からは、近年、関税ほ脱犯が一層悪質・巧妙化し、ほ脱額も大口化する傾向がみられる。このような事態を踏まえ、適正な納税環境を整備するために、関税ほ脱に係る罰則水準のあり方について検討が求められてきている。

また、覚せい剤の密輸事犯の摘発件数が平成 20 年には過去最高を記録し、本年に入ってからもすでに 8 月時点で昨年の実績を大きく上回るなど、不正薬物の密輸リスクが非常に高まっている。加えて、覚せい剤や大麻など不正薬物の所持・使用事件が連日のように報道される中、国民の不正薬物乱用に対する危機感は一層高まっていることから、関税ほ脱と同様、その罰則水準のあり方についても検討が求められる。

他方、諸外国の状況をみると、近年、米国や E U を始めとする諸外国において、リスク管理に基づく水際取締りをより一層強化する観点から、外国から自国に向かうコンテナ船に対して、外国の港における船積みの 24 時間前までに積荷情報を報告すること（いわゆる「24 時間ルール」）を義務付ける動きが拡大しつつあり、税関において可能な限り早期に関連情報を収集する取組みが進んできている。

## ・平成 22 年度関税改正についての考え方

### 1. 平成 22 年 3 月 31 日に適用期限の到来する暫定税率の取扱い

#### (1) 暫定税率の見直しに対する基本的考え方

暫定税率については、平成 7 年にウルグアイ・ラウンド合意が国内実施された際に、関税率体系の抜本の見直しが行われ、実行税率を基本税率化するとの方針の下、当時設定されていた約 5,800 品目の暫定税率の大半が基本税率化され、基本税率化することが適当でない約 360 品目に限り、暫定税率が設定された。その後、米の関税化等により暫定税率は若干増加し、平成 22 年 3 月 31 日に適用期限が到来する暫定税率は、段階的に税率引下げが行われ平成 22 年度以降基本税率が適用される 1 品目を除き、415 品目となっている。これらは、その必要性について見直しが行われつつ、近年は単年度ずつ延長が行われてきている。

関税率は、国内産業や国内生産の状況、消費者の負担等を踏まえて設定されているが、このうち基本税率が、長期的な観点から、内外価格差や真に必要な保護水準を勘案して設定されている税率であるのに対して、暫定税率は、一定の政策上の必要性等から、適用期限を定めて、基本税率を暫定的に修正する税率であり、その必要性については、常に見直していくことが重要である。ただし、関税は国際交渉の結果を反映している側面が強いこと等から、その見直しに当たっては、次のような点に留意することが必要である。

#### (2) 暫定税率の見直しに際して留意すべき点

##### イ. 国内の生産者と消費者等との利益調整に及ぼす影響

関税率には、産業保護を求める国内の生産者と安価な供給を求める消費者・需要者との間の利益調整を考慮して設定される面があり、この水準を変更しようとする場合には、その国内経済への影響を考慮する必要がある。

特に、現在の暫定税率が基本税率等の関税率を引き下げる措置となっている現状を踏まえれば、仮にこれを廃止した場合には、関税率を引き上げる結果となり、広く消費者等の負担水準を引き上げることとなる点に留意する必要がある。

##### ロ. WTOドーハ・ラウンド交渉との関係

来年の交渉妥結を目指して進行中のWTOドーハ・ラウンド交渉においては、現在設定されている暫定税率に関連する多くの事項が交渉対象となっており、これが妥結に至ると、その決着内容に応じて速やかに、暫定税率を含む関税率の体系を抜本的に見直すことが必要となる。また、同交渉と離れて関税率の変更を行う場合、我が国の同交渉におけるポジションに影響を与えるおそれがあることにも留意する必要がある。

#### ハ. 関係国との協議結果に基づく税率の引下げ措置の履行に及ぼす影響

ウルグアイ・ラウンド合意に際して、関係国との協議の結果に基づき、協定税率から更に実行税率を引き下げるために暫定税率を設定している牛肉等の品

目については、仮にその暫定税率を廃止しようとするれば、関係国との再協議が必要となる点に留意する必要がある。

## 二．国内政策上の必要性

国内政策上の要請に応じて暫定税率が設定されている品目（例：バイオ ETBE）については、その時々政策上の必要性を常に見直した上で暫定税率設定の是非を判断する必要がある。その際、内国税において同様の施策が採られている場合には、それとの関係にも留意する必要がある。

### (3) 暫定税率の基本税率化の適否

暫定税率が長年にわたって設定され定着してきている場合には、これを基本税率化（暫定税率を廃止して、同水準の基本税率を設定）することも検討の余地があるが、現行の暫定税率の検討に当たっては、各々暫定税率として設定されてきた経緯等に配慮する必要がある。

例えば、関税割当制度については、無税又は低関税が適用される輸入数量を限定する国境措置であり、過度の輸入抑制効果や国内産業の合理化の阻害などの弊害を生じないように常に見直しを行い、一般税率への移行の可能性を検討すべきものと位置付けられたことから、その関税率は暫定税率として設定されてきていることに留意する必要がある。

また、価格変動が激しいことから高価格帯を無税とするスライド関税の仕組みが設けられている品目（例：銅・鉛・亜鉛の地金）の税率は、暫定税率として設定されているが、内外価格の状況等を踏まえて無税点価格を見直すというスライド関税の性格にかんがみ、また、無税点を一定価格に固定しようとしても適切な価格の算定が困難であることから、基本税率化することは適切ではないと考えられる。

### (4) 暫定税率を延長する場合の適用期限について

イ． 現行の暫定税率を延長する場合には、来年の妥結を目指しているWTOドーハ・ラウンド交渉が妥結したときには速やかに見直しを行い得るよう、その適用期限を1年間とすることが適当と考えられる。

ロ． また、国内政策上の要請に応じて暫定税率が設定されている品目について、その暫定税率を延長する場合には、その時々政策上の必要性や直近の国際市況に基づいて暫定税率の要否を判断するという趣旨から、適用期限を1年間とするのが適当と考えられる。

### (5) まとめ

以上の点を踏まえ、平成22年3月31日に適用期限が到来する暫定税率については、基本的に1年間適用期限を延長する方向で対応することが適当と考える。

## 2. 特別緊急関税制度等の取扱い

- (1) ウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品に係る数量及び価格に基づく特別緊急関税制度並びに牛肉等に係る関税の緊急措置（以下「特別緊急関税制度等」という。）も、近年、単年度ずつ延長されてきており、平成 22 年 3 月 31 日にその適用期限が到来する。
- (2) 特別緊急関税制度は、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された品目（例：関税割当品目及び国家貿易品目）の輸入急増時等の安全弁として、関税化措置と一体として設けられたものである。これについては、現在行われている W T O ドーハ・ラウンド交渉の中でそのあり方が検討されていることに留意する必要がある。
- (3) また、牛肉等に係る関税の緊急措置は、ウルグアイ・ラウンド合意の際の関係国との協議の結果に基づき、協定税率より低い水準まで実行税率を自主的に引き下げることとした際、これと一体として、牛肉等の輸入急増時の安全弁として設けられたものである。これらは両者相まって、国内生産者と消費者等との間で利益の調整を図るものであるが、現時点でその見直しを行うだけの事情の変化はないのではないかと考えられる。さらに、現在行われている W T O ドーハ・ラウンド交渉の妥結に併せて、関係国からこれらの緊急措置とその税率のあり方について検討が求められる可能性にも留意する必要がある。
- (4) こうしたことから、特別緊急関税制度等についても、適用期限を延長することが適当と考える。その場合、来年の妥結を目指している W T O ドーハ・ラウンド交渉が妥結したときには速やかに見直しを行い得るよう、適用期限を 1 年間とするのが適当と考えられる。
- (5) なお、牛肉に係る関税の緊急措置の発動基準数量の算出基礎は、関係国との協議の結果、前年度の輸入実績とされているが、平成 18 年度から平成 21 年度までの各年度においては、牛肉の輸入数量が米国での B S E 発生（平成 15 年 12 月に確認）前の水準には回復していない状況の下で、特例として、当該年度の前年度の輸入実績又は平成 14 年度と平成 15 年度の輸入実績の平均値のいずれか大きい方としてきたところである。

平成 22 年度においても、仮に発動基準数量を前年度の輸入実績に戻せば、B S E 発生前の水準以下の輸入数量であっても緊急措置の発動が生じ得ることとなり、消費者に過度の負担を課すこととなるおそれがあること等から、この特例を継続することが適当と考えられる。

## 3. 税関手続等の改正

### (1) 罰則水準の見直し

イ. 関税を免れる等の罪（関税法（以下「法」という。）第 110 条。以下「関税

ほ脱罪」という。)に係る罰則水準は、現在、「5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこれを併科」とされている。この懲役刑は昭和29年(罰金刑は平成6年)以降据え置かれてきているが、昨今の関税ほ脱事犯の悪質・巧妙化、ほ脱額の大口化に対処するため、他の経済犯の罰則水準を勘案するとともに、内国税のほ脱罪に係る罰則水準とのバランスを考慮しつつ、法の目的をより適切に達成できるように、この罰則水準を見直すことが考えられる。

- . 輸出してはならない貨物を輸出する罪(法第108条の4)、輸入してはならない貨物を輸入する罪(法第109条)等の関的取締りに係る罪の罰則水準については、例えば、輸入してはならない貨物を輸入する罪(麻薬類等、既遂・未遂)では「7年以下の懲役若しくは3,000万円以下の罰金又はこれを併科」とされている。近年、国民の不正薬物乱用に対する危機感が一層高まっている状況を踏まえ、不正薬物、銃器等のいわゆる社会悪物品の不正流出入を抑止する観点から、他の規制法における罰則水準や関税ほ脱罪の罰則水準とのバランスを考慮しつつ、法の目的をより適切に達成できるように、この罰則水準を見直すことが考えられる。

## (2) 倉庫業者及び通関業者に係るAEO制度の整備

AEO制度は、国際貿易の安全確保と円滑化の両立を図るため、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者(以下「AEO事業者」という。)に対して、迅速化・簡素化された税関手続を利用することを認めるものである。

AEO事業者のうち、輸入者、輸出者、運送者及び製造者については、AEOの承認等を受けている必要がなくなった場合に、届出により承認等を失効させることができる旨の規定が設けられている(法第7条の10、第7条の11第1項第1号等)。

他方、AEO事業者である倉庫業者及び通関業者については、AEOの承認等を受けている必要がなくなるのは、例えば、AEO事業者である通関業者が通関業に係る業務自体を廃止するような場合に限られると想定されたことから、そのような届出手続が設けられていない。しかしながら、昨今の経済情勢等により、これらの事業者においても、本来の業務は継続しつつ、AEO事業者として業務を行うことを選択しないことが考えられる。

したがって、制度の適正運用の確保とともに、その利便性の向上を図るため、AEO倉庫業者及びAEO通関業者がAEO事業者であることを自主的にとりやめるための届出手続の整備を行うことが適当であると考えられる。

## 4 . その他の改正事項

### 国別・品目別特惠適用除外措置の対応

特惠関税は、開発途上国を支援する観点から、開発途上国の産品に対して一般の税率より低い特惠税率を適用する制度であるが、平成22年度においても、財

務省告示に定められた適用基準に基づき、国別・品目別特惠適用除外措置を適用することが適当である。

(注) 平成 22 年度においては、「ソーダ灰」(関税定率法別表第 2836.20 号の一)、「青銅の板、シート及びストリップ(厚さが 0.15 ミリメートルを超えるもの)のうち巻いたもの」(同表第 7409.31 号)、「はさみ、テーラースシャーその他これに類するはさみ及びこれらの刃」(同表第 8213.00 号)、「スプーン、フォーク等その他これらに類する台所用具及び食卓用具」(同表第 8215.99 号)、「眼鏡のフレーム(プラスチック製のもの)」(同表第 9003.11 号)及び「眼鏡のフレーム(金属製のもの)」(同表第 9003.19 号の一)の 6 品目(いずれも中国産)について、国別・品目別特惠適用除外措置が適用されることとなる。

## ・引き続き検討すべき事項

### 事前情報を活用したリスク管理に基づく水際取締りの強化

米国やEUを始めとする諸外国において、いわゆる 24 時間ルールを義務付ける動きが拡大しつつあることを踏まえ、我が国においても、円滑な物流の確保にも十分留意しつつ、リスク管理に基づく水際取締りの強化を図るため、積荷情報を税関が入手するタイミングの早期化、入手情報の詳細化についてさらに検討していく必要がある。その際、これらの措置の実施には電子的に当該情報を入手することが有効であることから、国際的に電子化が進展していることにもかんがみ、電子的な提出の義務化も含め、情報提出の手続の電子化が促されるような方策についても併せて検討することが必要である。